

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 鳥取市病院事業会計

事業名	病院事業		
事業開始年月日	昭和21年4月15日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	鳥取市	職員数* (H19. 4. 1現在)	431
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	16.45% (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	11386 (H18)
累積欠損金 (百万円)	4500 (H18)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0 (H18)
不良債務 (百万円)	0 (H18)	財政力指数*	0.551 (H18)
資金不足比率 (%)	— (H18)	実質公債費比率* (%)	17.3 (H19)
		経常収支比率* (%)	84.4 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成16年11月1日 合併前市町村：鳥取市、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町、国府町] ・病院事業の統合なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	鳥取市立病院中期経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	鳥取市長 竹内功
既存計画との関係	策定予定なし
公表の方法等	鳥取市立病院ホームページ・議会説明予定（平成19年12月定例会）
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・不足している医師、看護師の充足に努め、患者を確保する。 ・7：1看護体制の取得により増収を図る。 ・職員数は増となるが、収益の増により給与比率50%を目指す。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1,025			1,025
	補償金免除額	168			168
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	病院事業債	1,024,563			1,024,563
合 計 (A)		1,024,563			1,024,563
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,024,563			1,024,563

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>平成17年度に病院建設(H7)後初めて黒字決算となったが、平成18年診療報酬改正(△3.16%、急性期入院加算の廃止等)や医師不足の影響により、平成18年度は再び赤字決算となった。</p> <p>同規模病院と比較しても、建物の新しさによる減価償却費と、建設費用のほとんどを企業債としたため企業債利息の比率が高く(経営努力ではどうしようもない)、赤字の大きな要因となっている。これらを仮に全国平均とすると227百万円収支が改善する試算となる。</p> <p>この減価償却費を含む医業収支比率は、97.0で黒字病院平均96.1を上回っている。</p> <p>他会計繰入金比率も、企業債利息分が多いにもかかわらず、ほぼ全国平均となっている。</p> <p>給与は、平成18年度に国に準じた制度改革を実施したが経過措置中であり、財務上まだ効果は現れていない。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 医師不足問題</p> <p>平成16年の新医師臨床研修制度の施行により、全国的特に地方の勤務医不足が大きな問題となった。当病院も不足している診療科(内科、耳鼻科、精神科)の医師確保が、患者確保のためにも最重要課題である。</p>
	<p>課 題 ② 7:1看護体制(看護師不足)</p> <p>急性期病院として7:1看護体制の取得は、収益面でも効果が大きく早期に実現させたい課題であるが、平成18年度から全国でもこの看護体制取得のため大病院を中心に大量雇用が起きており、当病院を含めた地方の中規模病院では、採用試験の応募者数が激減するなど、看護師不足の問題が発生している。</p>
	<p>課 題 ③ 国の医療政策、診療報酬制度</p> <p>国の医療費抑制政策により年々環境は厳しくなっているが、特に隔年の診療報酬改正では毎回先行きが不透明で、中長期の経営計画が現実立案不可能である。</p>
	<p>課 題 ④ 地域連携について</p> <p>厳しい医療情勢の中、地域の医療を確保するためには、各病院が共倒れとならないよう、医師、看護師の確保の問題もあり、機能の分化や連携、または再編等まで踏み込んだ真剣な議論、検討が必要な時期となったと感じている。</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率※ (%)											
総収支比率(法適用) (%)	95.9	95.3	98.0	100.1	95.8	94.7	95.3	98.9	99.4	101.0	
経常収支比率(法適用) (%)	97.0	96.7	100.0	101.6	97.0	95.5	96.4	100.1	100.2	101.8	
営業収支比率(法適用) (%)	97.0	96.7	100.0	101.6	97.0	95.5	96.4	100.1	100.2	101.8	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	-51.7	-59.5	-59.0	-59.6	-68.6	-74.1	-78.8	-76.1	-76.2	-74.7	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	12.0	12.8	12.2	12.0	13.0	11.4	10.0	9.1	8.1	7.7
	うち基準内繰入金 (%)	11.2	11.9	11.4	11.3	12.0	10.8	9.5	8.6	7.8	7.4
	うち基準外繰入金 (%)	0.8	0.8	0.8	0.8	1.0	0.6	0.6	0.5	0.3	0.3
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	0.8	0.8	0.8	0.8	1.0	0.6	0.6	0.5	0.3	0.3
	うち赤字補てん的なもの (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	31.2	100.0	100.0	55.0	57.6	51.4	100.0	28.1	100.0	100.0
	うち基準内繰入金 (%)	29.6	94.4	95.7	52.6	55.0	49.3	94.6	26.7	94.1	95.2
	うち基準外繰入金 (%)	1.5	5.6	4.3	2.4	2.6	2.1	5.4	1.4	5.9	4.8
	うち赤字補てん的なもの (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の確保により、患者数の確保(入院322人、外来810人を目標)を図る。 ・平成21年度を目標に看護師を増員し、7:1看護体制を目指す。
2 他会計繰入金の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度現在の繰り出し基準及び鳥取市との協議内容により算出。 ・ほとんどが基準内繰入であり、赤字補てんはしていない。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数や給与の見直し、委託化、経費の節減は、既に実行済みである。 ・患者、収益の確保が今後の収支改善に一番重要である。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>①②・医師、看護師等医療職員については、配置や業務改善はもちろんだが、増員により収益確保につながるので単純な減員は考えていない。</p> <p>・既に一部委託化した検査部門、効率化した事務、給食部門の平成18年度までの削減の数値は下記のとおり。 (検査:⑬17人→13人、△24%)・(事務:⑦44人→38人、△13%)・(給食:⑯18人→16人、△11%) 参考)上記純減が可能な部門では、平成18年度から5年間で、合併時(平成16年11月1日)の8.4%の削減を目標としている鳥取市の数値を上回っている。</p> <p>・国に準じた鳥取市の改正に準じて改正した。地域手当(医師のみ)は、国どおりの基準。(平成18年4月)</p> <p>・特殊勤務手当の見直し(企業手当他全6種を廃止:平成16年度～19年度実施)</p> <p>・給食部門職員については、業務見直しによる総数の減員(給食:⑯18人→⑰16人、△11%)と職員の退職時の補充を非常勤対応とし、人件費の抑制に努めている。</p> <p>・技能労務職の給与のあり方については、鳥取市の取組状況に準じて労働組合と協議検討中。</p> <p>・退職時特昇は平成16年10月末に廃止。定年前早期退職特例措置を含め、国家公務員に準じている。</p> <p>・平成17年度から職員会費と公費負担を同率としている。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>・機器保守料等の見直しや価格交渉(以前から、今後も継続)</p> <p>・機器導入、更新の見直しにより、リース料を削減する。</p> <p>・その他経費は既に削減に取り組んでいるが、今後も5年間で1%の削減に努力する。</p> <p>・入院外来収益に対する材料比率を、今後5年間で1%の削減に努力する。</p> <p>④・今後の課題として認識。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	・国によって決められた診療報酬体系の中での増収に努力していく。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	・決算状況(患者数等の業務状況、損益計算書)は、自院ホームページで平成14年度より公開。 決算書は、平成18年度より全て自院ホームページで公開。 ・健全化計画についても、自院ホームページで公開していく予定。
○ 行政評価の導入	・第三者機関である財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価認定を平成19年度に再受審する。(5年ごと更新)
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・医師－平成19年度で、△5名不足である。各年度1名の確保、計画期間中に最低3名の確保を目標とする。 ・看護師－平成21年度の7:1看護所得に向け、業務見直しによる人員数の効率化と段階的な増員をする。取得後は、看護助手を廃止。 ・医療技術員－検査技師は委託により既に△4名となっている。その他は平成19年度の職員数を維持。 ・事務部門－平成19年度で新規業務により+2名だが、それ以前に委託、効率化により△6名としている。 ・給食部門－効率化により既に△2名、職員の退職時は非常勤で補充し給与費増を防止。 ・給与については、退職金、特勤手当の見直しや給与構造改革は実施済み。平成22年度末で、この経過措置が終了する。平成19年度の手当見直しは、自動車通勤に対する通勤手当の減額見直し、職員一律の危険手当の廃止。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な投資（医療職員の増員等）を実施しつつ、収益を確保し、黒字化を目指す。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・旧病院土地を無償で市へ移管した。そのかわりに企業債のうち土地の取得に関するものは、市との協議により全額繰入となっている。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の確保により、1人増につき外来患者10人/日を目標とする。入院の延べ患者数は増とはしないが、平均在院日数の短縮と新入院患者数の増により、延べ患者数を確保する。 ・7：1看護体制の取得、平均在院日数の短縮による患者1人1日当たり収入の増を図る。 ・材料費は患者数の増により増額となるが、平成19年を基準とし、材料費の入院・外来収益に対する比率を5年間で1%（0.2%/年）削減する。 ・平成19年を基準とし、経費のうち委託料、機器リース料を除く一般経費を5年間で1%（0.2%/年）削減する。 ・収入増により、給与費の医業収益比率、50.0を目指す。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(4) 病院事業

●年度別目標

(単位:人、百万円、%)

区分	目標又は実績	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	計画前5年間実績	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計画合計	
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算)		(計画初年度) 目標	(計画第2年度) 目標	(計画第3年度) 目標	(計画第4年度) 目標	(計画第5年度) 目標		
職員数	医師	職員数	59	59	64	59	59	57	58	59	60	60		
		増減数	0	0	5	-5	0	-2	1	1	1	0	1	
		改善額			-55	55	0	22	-11	-11	-11	0	-11	
	看護部門職員	職員数	268	267	263	266	268	262	276	287	278	278		
		増減数	0	-1	-4	3	2	-6	14	11	-9	0	10	
		改善額		7	30	-10	-6	44	-43	-38	23		-14	
	医療技術職員	職員数	54	53	51	55	53	56	56	56	56	56		
		増減数	-1	-1	-2	4	-2	3	0	0	0	0	3	
		改善額	7	8	15	-12	6	-9					-9	
	その他の職員	職員数	61	56	55	55	54	56	56	56	56	56		
		増減数	-1	-5	-1	0	-1	2	0	0	0	0	2	
		改善額	2	37	7	4	7	-5	0	0	0	0	-5	
	うち事務部門	職員数	43	38	37	38	38	40	40	40	40	40		
		増減数	-1	-5	-1	1	0	-6	2	0	0	0	2	
		改善額	2	37	7	-3		43	-5				-5	
うち給食部門	職員数	18	18	18	17	16	16	16	16	16	16			
	増減数	0	0	0	-1	-1	-2	0	0	0	0	0		
	改善額				7	7	14					0		
医業収益に対する職員給与費割合		51.5	51.4	49.8	48.1	52.0	50.6	52.3	53.0	51.1	50.9	50.0	51.5	
収入確保	入院・外来患者の確保	患者増減	患者増減	患者増減	患者増減	患者増減		患者増減	外来+10人/日	外来+10人/日	外来+10人/日			
	改善額	-15	-440	77	-26	-449	-853	-240	20	20	20		-180	
	患者一日一人当収入の増	単価増減	単価増減	単価増減	単価増減	単価増減		入院外来単価増	入院単価増	入院単価増	入院単価増			
	改善額	-242	150	265	-65	30	138	297	46	336	30	43	752	
	その他医業収益の増													
改善額		24	18	2	13	-2	55	0	0	0	0	0		
費用削減	人件費の見直し				給与カット	給与制度改革								
	うち退職手当以外													
	うち正職員			手当見直し	手当見直し	給与制度改革		手当見直し						
	改善額			6	5		11	29					29	
	うち非常勤職員													
	改善額						0						0	
	うち退職手当			特別昇給廃止	支給率見直し	給与制度改革								
	その他													
	改善額	234	220	-79	95	190	660	-84	-4	-67	15	17	-123	
	うち材料費の改善			検査試薬の減	検査試薬の減				材料比率の減	材料比率の減	材料比率の減	材料比率の減		
改善額			26	50		76	0	12	13	14	16	55		
うち材料費の改善以外の増減	患者増減等	患者増減等	患者増減等	患者増減等	患者増減等		患者増減等	患者増減等	患者増減等	患者増減等	患者増減等			
改善額	226	220	-105	45	153	539	-84	-17	-81	0	0	-182		
うち経費の改善	保守料等の交渉							経費比率の減	経費比率の減	経費比率の減	経費比率の減			
改善額	8				37	45		1	1	1	1	4		
累積欠損金比率		-51.7	-59.5	-59.0	-59.6	-68.6		-74.1	-78.8	-76.1	-76.2	-74.7		
増減		-6.4	-7.8	0.5	-0.6	-9.0		-5.4	-4.8	2.7	-0.1	1.5		
企業債現在高		13,036,721	12,665,314	12,156,552	11,639,626	11,386,336		11,059,786	10,544,102	9,944,119	9,304,767	8,434,289		
増減		124,268	-371,407	-508,762	-516,926	-253,290		-326,550	-515,684	-599,983	-639,352	-870,478		
計画前5年間改善額合計							113						改善額合計	439

(注)1. 職員数「その他職員」欄については、必要に応じて事務職員、給食職員など内訳を記入すること。

2. 費用削減「その他」欄には、必要に応じて見直した経費等(材料費、薬剤費、委託費等)の内訳を記入すること。

3. 会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額	168
-------------	-----

(4) 病院事業（つづき）

●各種経営比率

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度)	平成15年度 (計画前4年度)	平成16年度 (計画前3年度)	平成17年度 (計画前々年度)	平成18年度 (計画前年度)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	類似規模 全国平均 (平成17年度)	
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	目標	目標	目標	目標	目標		
経営指標	経常収支比率	95.9	95.3	98.0	100.1	95.8	94.7	95.3	98.9	99.4	101.0	101.6	
	医業収支比率	95.6	96.7	100.0	101.6	97.0	95.5	96.4	100.1	100.2	101.8	96.1	
	職員給与费率	51.5	51.4	49.8	48.1	52.0	52.3	53.0	51.1	50.9	50.0	49.7	
	薬品费率	16.6	12.5	12.7	13.2	12.9	13.2	13.2	13.3	13.3	13.3	15.2	
	材料费率	27.4	25.3	25.2	24.1	23.3	24.3	24.1	24.0	23.8	23.7	29.1	
病床	病床利用率	一般	99.0	94.4	94.4	96.3	89.9	87.0	87.0	87.0	87.0	87.0	86.7
		療養											86.7
		結核											27.8
		精神											80.3
		感染症											-
		計	99.0	94.4	94.4	96.3	89.9	87.0	87.0	87.0	87.0	87.0	84.8

- (注) 1. 複数の病院を有する事業にあっては、病院ごとに作成すること。
2. 「病床利用率」欄には、稼働病床が許可病床と異なる場合における稼働病床利用率を上段()書きすること。
3. 「類似規模」欄には、「地方公営企業年鑑」における経営規模別(黒字病院)の数値を記入すること。

●再編・ネットワーク化について

※ 二次医療圏における「再編計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・スケジュール、検討の方向性、結論を取りまとめる時期」を具体的に記載すること。

- ・平成18年度より、当院、県立中央、日赤の3病院の病院長会議を実施し、医療圏での医療連携等についての問題点を協議している。
- ・県が医療計画の見直しに当り、医療圏内100床以上病院の協議会での検討を今年度実施すると聞いている。
- ・医療計画により示される必要病床数の推移をみて、再編を含めた協議が本格化されるであろうと思っている。

●経営形態の見直し(民間的経営手法の導入)について

※ 「新経営形態への移行計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論を取りまとめる時期」を具体的に記載すること。

- ・上記の再編、ネットワーク化の協議の中で、当然見直しを含めた協議になると認めている。
- ・現在は、現行の経営形態の中で黒字化(平成17年度に実績あり。)を目指すため努力している。